

はじめに

先天的に難聴のある子どもは、1,000 人に 1～2 人の割合で生まれ、難聴が早期に発見され適切な支援が行われた場合には、言語発達はじめ発達全般に好影響があると言われています。

このため、全ての新生児に対して新生児聴覚スクリーニングを実施して、精密検査が必要な子どもにもれなく速やかに精密検査を行い、その後の療育に確実に繋げるための仕組み作りが求められています。

京都府では、全ての新生児を対象として、新生児聴覚スクリーニングを実施することを目指し令和1(2019)年 10 月に「京都新生児聴覚検査事業推進協議会」が発足、令和 3(2021)年 3 月に「京都府新生児聴覚スクリーニング検査及び相談支援に関する検討会」を設置し、難聴児の早期発見と早期療育の体制を整備するとともに、難聴児とその保護者に対する支援体制を充実させることを目指して、検討を進めてきました。

本手引き書は、新生児聴覚スクリーニングから療育までの支援を円滑に行うため、1-3-6ルールに沿った検査の流れと各機関の役割についてお示したものです。関係機関の皆様と連携し有効に活用いただき、新生児聴覚検査事業を実施する際の一助となりましたら幸いです。

令和 4 年 3 月

